

設計業務委託仕様書

京都市立芸術大学及び京都市立銅駄美術工芸高等学校移転整備工事設計業務委託
ただし、建築及び設備基本設計・実施設計業務委託

京都市都市計画局公共建築部公共建築建設課

第1章 設計業務概要等

1 委託業務名

京都市立芸術大学及び京都市立銅駒美術工芸高等学校移転整備工事設計業務委託
ただし、建築及び設備基本設計・実施設計業務委託

2 履行期間

契約の日の翌日から平成32年3月31日まで

3 本業務の趣旨

京都市立芸術大学（以下「京都芸大」という。）は、建学以来140年にわたり、国内外の芸術界や産業界で活躍する人々を輩出し、文化芸術の発展に貢献してきました。

これまでの質の高い芸術教育を継承しながら、現在の京都芸大の抱える課題を解決し、京都芸大が世界に向けて一層の飛躍を果たすとともに、「市民に愛され、誇りに思っていただける大学」として、京都のまちとともに発展していくよう、京都の玄関口であるJR京都駅東部エリアへの移転整備を進めることとしています。

また、京都芸大と同じく、明治13年に日本初の公立の絵画専門学校として開設された「京都府画学校」を起源とする、京都市立銅駒美術工芸高等学校（以下「銅駒美工」という。）についても、学校施設の充実や多様化するニーズに応える美術教育活動の展開、高大連携の推進等の効果が期待できることから、京都芸大と共に同敷地に移転整備することとしています。

本市では、この移転整備によって、この地域が、文化芸術創造の“火床”となり、「文化芸術都市・京都」の新たなシンボルゾーンとなることを目指しています。

○ 京都市立芸術大学移転整備基本計画

本市では、パブリックコメントにおいて市民の皆様の様々な御意見をいただき、本年3月、移転整備の基本方針やキャンパス計画、事業計画等を盛り込んだ「京都市立芸術大学移転整備基本計画」（以下、「基本計画」という。）を定めました。

○ 京都芸大の移転に関する基本コンセプト（募集要領参考資料 京都市立芸術大学移転基本コンセプト）

京都芸大では、この移転整備にあわせ、移転後にどのような姿勢で教育研究に取り組み、地域貢献していくことができるかということを考え、京都芸大の3つの果たすべき役割、「芸術であること」、「大学であること」、「地域にあること」を定め、それを果たすため、新キャンパス全体の基本コンセプトを“Terrace”としました。

○ 京都市立銅駒美術工芸高等学校の移転整備に係る基本的な考え方（募集要領参考資料 京都市立銅駒美術工芸高校の移転整備について）

銅駒美工では、移転を機に、京都芸大との継続的な連携のもと、現行の8専攻の枠を超えた新しい美術教育にも対応できる施設として充実を図ります。さらには、市民を巻き込んだワークショップの開催や地域と連携した取組の展開などを通じて、「文化芸術都市・京都」の新たなシンボルゾーンとなるよう、文化芸術の創造拠点の機能

を一層高めていきます。

○ 新たなキャンパスの設計者選定に向けて

新キャンパスでは、美術学部、音楽学部、研究機関など、各分野に応じた多種多様な専門的諸室が必要となる一方で、専攻間での機器等の共有化や美術と音楽の活動の融合を推進することも重要な課題となります。また、様々な創造活動を通じて学外ともつながり、時代の変化にも対応できる柔軟性を持つ「エクストラオーディナリー※な」場の実現に向けて、既存の学校施設にとらわれない、新しいキャンパスのプロトタイプとなる、大胆なキャンパスを実現するため、設計者からの革新的な空間の提案を期待しています。

また、長く、快適に、創造活動を行うことができるキャンパスを整備するためには、設計段階において、大学・高校の教職員や学生・生徒、地域住民など、多様な使い手と設計者が密にコミュニケーションを図り、設計を練り上げ、カタチにしていただくことも重要であると考えています。

本業務委託は、このような視点を踏まえて、世界へ飛躍する京都芸大及び銅駒美工の新しいキャンパス全体の設計を、以下に記載する資料（以下、「基本計画等」という。）に基づき行うものである。

※「エクストラオーディナリー」：オーディナリー（普通や常識）を越えるもの。時代に支配的な空気や価値観の外側に軸足を置き、そこから一定の距離をとった思考と表現の活動。京都芸大が定めたコンセプト（※別紙基本コンセプト参照）におけるキーワード。

- ・京都市立芸術大学移転整備基本計画
- ・京都市立芸術大学移転基本コンセプト
- ・京都市立芸術大学新たな機構・施設整備方針（案）
- ・京都市立芸術大学音楽ホール兼講堂整備方針（案）
- ・京都市立芸術大学諸元表
- ・京都市立銅駒美術工芸高等学校の移転整備について
- ・京都市立銅駒美術工芸高等学校諸元表

4 敷地概要

敷地（別紙1「付近見取図」参照）は3地区に分かれており、概要は下表のとおりであり、詳細な範囲については以下を参照すること。

<http://www5.city.kyoto.jp/tokeimap/detmap/yoto/kyo068-5-3.htm>

	C 地区	B 地区	A 地区
所在地	京都市下京区川端町、下之町、東之町、西之町、上之町		
用途地域	商業地域	近隣商業地域(一部商業地域)	近隣商業地域
防火地域	防火地域	準防火地域(一部防火地域)	準防火地域
前面道路	北 22m	北 9.8m	北 11m
敷地面積	約 20,000 m ²	約 6,000 m ²	約 12,000 m ²
指定容積率 (用途地域)	600%	300%(一部 600%)	300%
容積率 (高度利用地区 ^{注1})	800%	450%(一部 800%)	450%
容積率の最低限度	100%	100%	100%
指定建蔽率	80%	80%	80%
日影規制	—	4m/5-3h	4m/5-3h
高さ規制 (高度地区 ^{注2})	31m高度地区 —	20m第3種高度地区 31m高度地区 (河原町通沿い 30m以内)	20m第3種高度地区 15m第3種高度地区(鴨川沿い)
駐車場 ^{注3}	駐車場整備地区(商業)	—	—
土地区画整理事業 ^{注4}	崇仁北部第一地区 土地区画整理事業 崇仁北部第二地区 土地区画整理事業	崇仁北部第二地区 土地区画整理事業 —	崇仁北部第二地区 土地区画整理事業 —
景観規制 ^{注5}	沿道型美観形成地区 — —	旧市街地型美観地区 岸辺型美観地区 沿道型美観形成地区	旧市街地型美観地区 岸辺型美観地区 —
屋外広告物規制 ^{注6}	第5種地域 第7種地域 沿道型第3種地域 沿道型第5種地域 屋外広告物等に関する 条例第11条第1項第6号に 規定する鉄道及びその隣接区域	第2種地域 第5種地域 沿道型第3種地域 — 屋外広告物等に関する 条例第11条第1項第6号に 規定する鉄道及びその隣接区域	第2種地域 第4種地域 第5種地域 — 屋外広告物等に関する 条例第11条第1項第6号に 規定する鉄道及びその隣接区域

※ 注1～注6について、詳細は以下のホームページを参照すること。

注1 <http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000165554.html>

注2 <http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000056448.html>

注3 <http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000083379.html>

注4 <http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/cmsfiles/contents/0000125/125811/pamphlet.pdf>

注5 <http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/cmsfiles/contents/0000146/146248/gaidorainarc.pdf>

注6 <http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/cmsfiles/contents/0000146/146248/koukokubutu.pdf.pdf>

5 本業務の概要

本業務は、次の設計を行うものである。

- (1) 京都芸大及び銅駒美工移転整備工事に係る基本設計及び実施設計
- (2) 元京都市立崇仁小学校解体工事に係る実施設計
- (3) 元京都市立崇仁小学校体育館改修工事に係る基本設計及び実施設計

6 計画建築物等の概要

- (1) 京都芸大及び銅駒美工移転整備工事に係る基本設計及び実施設計
(対象建築物等の概要)

ア 延べ面積	京都芸大：約 55, 000 m ²
イ 用途	銅駒美工：約 8, 000 m ²
ウ 主要構造及び階数	学校（高等学校、大学）
エ 屋外付帯の概要	構造形式未定、地上最大 7 階程度
オ 電気設備の概要	構内舗装、通路整備、植栽、囲障、雨水排水、橋梁（高瀬川占用橋）、グラウンド整備、駐輪場等、その他必要な屋外付帯一式（A、B、C 地区の既存樹木・記念碑等の移設も含む。）
カ 機械設備の概要	電力設備、受変電設備、電力貯蔵設備、通信・情報設備、中央監視制御設備、昇降機設備、その他必要な電気設備一式
キ 耐震安全性の分類	空気調和設備、自動制御設備、給排水衛生設備、ガス設備、その他必要な機械設備一式
ク 切回し工事	構造体 II 類 建築非構造部材 A 類 建築設備 乙類

ク 切回し工事

B 地区にある京都市指定有形文化財の柳原銀行記念資料館は、工事期間中も引き続き使用するため、工事に先行して雨水排水設備・給排水設備、ガス設備、電力設備、受変電設備、通信・情報設備、その他必要な設備一式の切回しを行う。

ケ その他

京都芸大の組織一覧は別紙 2 「京都芸大の専攻・組織一覧」、銅駒美工の組織一覧は下表を参照すること。

銅駒美工の組織一覧	
生徒数	美術工芸科 278 名（男 38 名：女 240 名）
教職員数	38 名
学級数	9 学科（各学年 3 学級）
専攻	日本画、洋画、彫刻、漆芸、陶芸、染織、デザイン、ファッションアート

- (2) 元京都市立崇仁小学校解体工事に係る実施設計(別紙 3「解体撤去概要・範囲図」参照)
 移転予定地（A 地区）の元崇仁小学校敷地内にある校舎（既存体育館を除く。）を安全に解体・撤去するための設計業務を行う。既存体育館が避難所に指定されていることを踏まえて、避難所機能を維持させるための電気・上下水道等を生かした上で、解体・撤去できるように設計する。

(対象建築物等の概要)

ア 校舎

延べ面積：約 3, 300 m²

構造・規模：鉄筋コンクリート造、地上 3 階建て

イ プール（鉄筋コンクリート造）

築造面積：約 300 m²

ウ その他付属施設（プール付属室、プール更衣室、倉庫 3 棟、屋内歩廊、渡り廊下、

プレファブ倉庫、パーゴラ、飼育小屋、遊具、その他屋外付帯設備等)

延べ面積：約300m²

構造・規模：鉄骨造、鉄筋コンクリート造、平家建て

エ 切回し工事

既存体育館は解体工事期間中も避難所としてのみ使用するため、解体工事に先行して雨水排水設備・給排水設備、ガス設備、電力設備、受変電設備、通信・情報設備、その他必要な設備一式の切回しを行う。

(3) 元京都市立崇仁小学校体育館改修工事に係る基本設計及び実施設計

既存体育館については、移転後に京都芸大及び銅駒美工の体育館として活用することとし、必要な改修工事を行う。改修工事方針については大学・高校要望を踏まえて、基本設計及び実施設計を行う。

(対象建築物等の概要)

ア 元京都市立崇仁小学校体育館

用 途：元小学校

延べ面積：約800m²

構 造：鉄骨鉄筋コンクリート造、平家建て

屋外付帯の概要：構内舗装、スロープ他屋外付帯一式

電気設備の概要：電力設備、受変電設備、通信・情報設備、中央監視制御設備、その他必要な電気設備一式

機械設備の概要：空気調和設備、自動制御設備、給排水衛生設備、ガス設備、その他必要な機械設備一式

イ 改修工事

新耐震基準に適合している建築物であるため、耐震改修は行わないものとし、内外装改修（外壁塗装、内装仕上、体育器具等）、設備改修（照明設備、空調設備、給排水衛生設備）、バリアフリー改修を行う。

7 業務の進め方

(1) 本委託業務は基本計画等に基づき設計を行うこととし、創造的なキャンパス空間の整備を図るため、設計協議に加えて、以下に記載する関係者等との対話（以下「関係者対話」という。）を行うとともに、基本計画等を点検し、必要に応じて内容を変更する。 (関係者対話)

ア 地域、教職員、学生、生徒等との対話

イ 京都芸大との対話（各専攻ヒアリング）

ウ 京都芸大施設整備会議との対話

エ 銅駒美工との対話（京都市教育委員会ヒアリング）

なお、関係者対話については、業務の進捗状況を踏まえたうえで、実施に必要な企画、準備、当日の運営を行う。

<アに係る作業等の例>

企画	ワークショップ開催のための企画、運営方法等についての協議
準備	ワークショップでの配布資料、簡易模型の作成、備品の準備等
運営	ワークショップの全体進行、組別（4～5組を想定）での協議におけるそれぞれのファシリテート
その他	ワークショップ開催の記録、開催案内の作成等

<イに係る作業等の例>

企画	芸大の各専攻を対象としたヒアリング開催のための企画、運営方法等についての協議
準備	ヒアリングでの配布資料、ペース、簡易模型の作成、備品の準備等
運営	ヒアリングの全体進行、組別（4～5組を想定）での協議におけるそれぞれのファシリテート
その他	ヒアリング開催の記録、その他必要な資料の作成等

<ウに係る作業等の例>

企画	大学教員等の関係者が出席する会議への参画等
準備	会議でのプレゼン資料、配布資料、簡易模型の作成、備品の準備等
運営	必要に応じたファシリテート
その他	会議開催の記録、その他必要な資料の作成等

<エに係る作業等の例>

企画	京都市教育委員会を対象としたヒアリング開催のための企画、運営方法等についての協議
準備	ヒアリングでの配布資料、ペース、簡易模型の作成、備品の準備等
運営	ヒアリングの全体進行、必要に応じたファシリテート
その他	ヒアリング開催の記録、その他必要な資料の作成等

- (2) 上記 7(1)の改善案の検討においては、土地の形状や各種関係法規制に基づく規制内容等を踏まえつつ、京都駅から東山への動線沿いには、交流と発信のための機能を拡充するとともに、学びと創造、研究とその深化のための環境を充実させる。
- (3) 基本設計段階における施設のゾーニング・レイアウトについては、複数案の比較検討を行うものとし、配置図や平立断面図のほか必要に応じてスタディ模型、簡易ペース等を作成し、関係者対話を踏まえて検討、合意形成のうえ、平成30年2月末を目安として結論を導く。
- (4) 塩小路通沿い及び高瀬川沿いにおいて敷地内外が一体となった整備が図れるよう、関係者対話を踏まえた高瀬川護岸等の改修や、塩小路通沿いの舗装や植栽の計画を検討、提案するとともに、鴨川堤防（敷地外）の植栽等についても敷地内外からの景観や、東山の眺望などの地域の景観特性を踏まえた計画を検討、提案すること。
なお、検討、提案においては、府市等の関係機関と十分に協議すること。

- (5) 計画地内の既存樹木（一部）及び記念碑等については、関係者対話を踏まえて計画地内で移設する。
- (6) このほか、発注者が行う学識経験者等へ意見聴取の際には、設計案や業務の進捗状況について説明を行うこと。
- (7) 基本設計については、関係者対話、合意形成を経たうえで完了し、平成30年9月末までに指定された成果品の一部（基本設計図）を提出する。
- (8) 本件施設（京都芸大及び銅駄美工）は、水質汚濁防止法第2条第2項に基づく、特定施設となる予定である。このため、本件施設から排出される排水処理については、効率的に集約できる計画とし、維持管理費用の抑制及び維持管理方法の簡便性について検討すること。また、窯場等から発生する煙や臭気への対策や、施設から発生する廃棄物、騒音、振動についても、十分に検討し、設計において対策を講じる。
- (9) 設備機器等については、基本計画に示された環境への配慮に基づき選定するとともに、学生が利用することを踏まえて維持管理の容易さを検討すること。また、美術学部工房、ギャラリー（教育研究の発信スペース）、収蔵庫、音楽ホール等において求められる大型工作機械や各種機材、音響装置及び舞台機構・照明設備等について、音響シミュレーションを用いること等により検討のうえ計画する。
- (10) 上記以外の設計条件の詳細については、本業務において指示する。

8 整備スケジュール

整備に当たっては、概ね以下のスケジュールを予定している。また、本業務委託期間の詳細スケジュールは（別紙4「移転整備事業スケジュール（予定）」参照）による。

平成29～31年度	基本設計・実施設計（設計者選定期間含む）
平成32～34年度	工事（施工者選定期間含む）
平成35年度	供用開始（予定）

9 工事発注区分

工事発注については、工種及び工区ごとに分離発注を行う予定であり、詳細については監督員が別途指示する。

第2章 設計業務の範囲

設計業務は、一般業務及び追加業務とし、内容及び範囲は次による。

1 一般業務

一般業務の内容は、平成21年国土交通省告示第15号（以下「告示」という。）別添一第1項に掲げるものとし、範囲は別表第1-1及び別表第1-2のとおりとする。
なお、別表第3-1及び別表第3-2に業務内容の補足を記載している。

2 追加業務

追加業務の内容及び範囲は、別表第2に記載のとおりとする。
なお、別表第3-1及び別表第3-2に業務内容の補足を記載している。

第3章 業務の実施

1 業務の着手

受注者は、契約締結後14日以内に業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、管理技術者が、本市の監督員と打合せを開始することをいう。

2 業務条件

受注者は、次の事項を遵守すること。

- (1) 本書第1章及び第2章の内容、適用基準図書及び別添の資料に基づき業務を行う。
- (2) 監督員と十分に連絡を取りながら業務を進めるとともに、主な設計方針等については、監督員の指示又は承諾を得る。
- (3) 各種関係法令及び基準等を遵守する。
- (4) 業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 計算書に、計算に使用した理論、公式、適用基準等並びにその計算過程を明記するものとする。
- (6) 計画通知申請が必要な場合は、建築基準法及び建築士法に規定する設計者は、受注者とする（計画通知図書及び実施設計図書に建築士法第20条の規定に基づく表示を行うこと。）。
- (7) 計画通知図書の審査及び建築物等の完了検査の結果、建築基準関係規定に適合しないことが認められたときは、受注者の負担により責任をもって適法な図面とする。ただし、計画の変更に係る措置（設計段階では、予測不可能な施工上の条件等の変更及び施工者による施工不良等による計画の変更等を除く。）については、発注者及び受注者との協議によるものとする。
- (8) 計画通知申請手続き完了後における計画の変更については、構造計算を再度行う必要がない程度のもの等については、受注者はこれに必要な業務を発注者に委任する。また、構造計算を再度行う必要がある計画の変更等については、発注者はこれに必要な業務を受注者に追加で発注する。
- (9) 受注者は、次表における左欄の成果物について、右欄の予定期日までに提出すること。なお、予定期日を変更する場合は、監督員と協議を行うこと。

(1) 京都芸大及び銅駒美工移転整備工事に係る基本設計及び実施設計	
成果物の種類	予定期日
基本設計図	平成30年 9月末日
先行切り回し工事実施設計図	平成31年 8月末日
上記設計の内訳書・代価表及び数量計算書	平成31年 8月末日
計画通知等	平成31年10月末日
新築工事実施設計図	平成32年 2月末日
上記設計の内訳書・代価表及び数量計算書	平成32年 2月末日

(2) 元京都市立崇仁小学校解体工事に係る実施設計	
成果物の種類	予定期日
解体撤去工事実施設計図	平成31年10月末日
上記設計の内訳書・代価表及び数量計算書	平成31年10月末日

(3) 元京都市立崇仁小学校体育館改修工事に係る基本設計及び実施設計	
成果物の種類	予定期日
改修工事実施設計図	平成32年 2月末日
上記設計の内訳書・代価表及び数量計算書	平成32年 2月末日

3 電子納品

- (1) 業務は電子納品の対象業務とする。電子納品は、「京都市都市計画局電子納品（建築設計業務）要領(案)」に基づいて行うものとする。本業務の電子納品対象書類は、設計図、基本設計説明書、計画通知図書、構造計算書、防災計画書、内訳書及び代価表、各種計算書、省エネルギー関係計算書、実施設計説明書のほか、別表にて指定するものとする。
- (2) 図面等を CAD により作成する際は、建築 CAD 図面作成要領(案)（国土交通省大臣官房官庁営繕部）の最新版により作成するものとし、レイヤの構成は、この作成要領(案)のレベル2を満足すること。
- (3) 電子納品の成果物は、電子媒体(CD-R)で正、副各1部提出する。
電子納品の成果物に加え、設計図のみを電子媒体(CD-R)で1部提出すること。
- (4) 電子納品の成果物の提出の際には、電子成果物作成支援・検査システム（国土交通省大臣官房官庁営繕部）により、エラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを行いウイルスが存在していないことを確認したうえで提出するものとする。
- (5) その他、電子納品に関する詳細な取扱については、監督員と受注者で協議のうえ、決定する。

4 適用基準等

業務の遂行に当たっては、第3章13の貸与品等、第3章2の業務条件によるほか、次の内容が記載された国土交通大臣官房官庁営繕部・国土交通省住宅局建築指導課・その他官公署監修の図書を熟知し、適切に行うものとする。適用基準等で市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

(1) 建築

- ア 設計指針に関するもの
- イ 各部設計の指針に関するもの
- ウ 設計図書の一部として作成されているもの
- エ 積算に関するもの
- オ その他

（ア～オの詳細は後述の適用基準図書の一覧（1）建築による。）

(2) 設備

- ア 設計指針に関するもの
- イ 設計図書作成に関するもの
- ウ 設計図書の一部として作成されているもの
- エ 積算に関するもの
- オ その他

（ア～オの詳細は後述の適用基準図書の一覧（2）設備による。）

5 特殊な工法等

受注者は、特殊な工法・材料・製品等を採用しようとする場合には、あらかじめ、監督員と協議し承諾を受けなければならない。

6 提出書類等

受注者は、業務の各段階において、次の書面をすみやかに提出しなければならない。

(1) 契約締結後

- ア 業務工程表 2部
- イ 管理技術者等通知書（管理技術者及び設計担当者の経歴書並びに資格を有するとの証明書の写し（原本は提示）を含む。） 2部

ウ 協力事務所等通知書（協力事務所がある場合。その事務所概要と担当技術者名簿及びその他監督員が必要に応じ指示するもの） 2部

(2) 前払時（前払金を請求する場合）

ア 前払に係る委託料支払請求書 2部

イ 保証証書 正1部 副1部

ウ 振込依頼書（必要時） 1部

(3) 完了時

ア 完了通知書 2部

イ 成果物納入届 2部

ウ 請求書 2部

エ 振込依頼書（必要時） 1部

7 プロポーザル方式による手続を経て業務を受注した場合の業務履行

受注者は、プロポーザル方式による手続を経て設計業務を受注した場合には、本市が特別の理由があると認めた場合を除き、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行しなければならない。

8 再委託

業務委託契約書（以下「契約書」という。）第10条第1項に規定する主たる部分は、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分とする。

なお、契約書は、本市行財政局財政部契約課のホームページに掲載している。

(URL : <http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/seido/seido.htm>)

9 特許権等の使用

受注者は、特許権等の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

10 監督員の権限

契約書第12条第2項で定める監督員の権限は、同項各号に掲げるとおりとする。

11 管理技術者等の資格要件

(1) 管理技術者の資格要件

受注者は、業務遂行に当たって、実務経験が豊富であり、誠実かつ責任感のある管理技術者1名を選定し、その者の経歴及び資格を書面にて監督員に提出し、承諾を得るものとする。

管理技術者は、本業務に係る設計趣旨及び内容を総括的に反映できる者とし、1級建築士資格取得後10年以上の建築設計の実務経験を有する者、かつ、日本語が堪能な者でなければならない。また、管理技術者は、(2)の設備主任技術者及び(3)の設計担当者等を兼ねることができない。

なお、業務履行期間中において、その者が管理技術者として著しく不適当と監督員がみなした場合は、受注者は、すみやかに適切な措置を講じるものとする。

(2) 設備主任技術者の資格要件

受注者は、業務遂行に当たって、実務経験が豊富であり、誠実かつ責任感のある設備主任技術者1名を選定し、その者の経歴及び資格を書面にて監督員に提出し、承諾を得るものとする。

設備主任技術者は、本業務に係る設計趣旨及び内容を十分に把握しながら、特に電

気・機械設備に関する施設間にわたる全体計画や移転計画、建築意匠との取合い等を総括的に管理することとし、次のいずれかに該当し、かつ、日本語が堪能な者でなければならない。

また、設備主任技術者は、(1)の管理技術者及び(3)の設計担当者等を兼ねることができない。なお、業務履行期間中において、その者が設備主任技術者として著しく不適当と監督員がみなした場合は、受注者は、すみやかに適切な措置を講じるものとする。

ア 設備設計一級建築士で電気設備設計又は機械設備設計の実務経験を5年以上有する者

イ 技術士（電気電子部門、上下水道部門又は衛生工学部門）で電気設備設計又は機械設備設計の実務経験を5年以上有する者

ウ 建築設備士で電気設備設計又は機械設備設計の実務経験を5年以上有する者

注1 実務経験の年数には、一般事務等に従事した期間以外の在職期間とする。ここでいう一般事務等とは、建築設備との関連が少なく、建築設備に関する知識及び技能の必要性が少ない業務（単なる写図、設計補助等）、建築設備に関する知識及び技能を必要としない内容の庶務、会計、労務等の業務を指す。

注2 実務経験の年数の算定においては、資格取得の前後は問わない。

(3) 受注者は、次の各号に掲げる設計担当者等を選定しなければならない。

なお、業務履行期間中において、設計担当者等が業務を担当するに当たり、著しく不適当であると監督員がみなした場合は、受注者は、すみやかに適正な措置を講じるものとする。

ア 建築設計者（2名以上）

次の（ア）～（ウ）のいずれかに該当し、かつ、日本語が堪能な者

(ア) 一級建築士資格取得後2年以上の建築設計実務経験を有する者

(イ) 二級建築士資格取得後7年以上の建築設計実務経験を有する者

注1 実務経験の年数は、一般事務等に従事した期間以外の在職期間とする。

一般事務等とは、建築設計との関連が少なく建築設計に関する知識及び技能の必要性が少ない業務（単なる写図、設計補助等）、建築に関する知識及び技能を必要としない内容の庶務、会計、労務等の業務等を指す。

イ 電気設計者（2名以上）

次の（ア）～（カ）のいずれかに該当し、かつ、日本語が堪能な者

(ア) 設備設計一級建築士で電気設備設計の実務経験を有する者

(イ) 建築設備士で電気設備設計の実務経験を有する者

(ウ) 技術士（電気電子部門）で電気設備設計の実務経験を有する者

(エ) 大学（電気に関する専門課程）卒業後5年以上の電気設備設計の実務経験を有する者

(オ) 高等学校（電気に関する専門課程）卒業後8年以上の電気設備設計の実務経験を有する者

(カ) 10年以上の電気設備設計の実務経験を有する者

注1 上記（ウ）～（オ）に記す実務経験の2分の1以上を上限として、「電気設計の実務経験」を「電気設備工事施工の実務経験」に読み替えることができるものとする。

注2 「電気に関する」とは、「電気」「建築」など建築設備（電気設備）と関連のある名を冠する学科をいう。

注3 実務経験の年数は、一般事務等に従事した期間以外の在職期間とする。

一般事務等とは、建築設備との関連が少なく建築設備に関する知識及び技

能の必要性が少ない業務（単なる写図、設計補助等），建築設備に関する知識及び技能を必要としない内容の庶務，会計，労務等の業務等を指す。

ウ 機械設計者（2名以上）

次の（ア）～（ク）のいずれかに該当し，かつ，日本語が堪能な者

- (ア) 設備設計一級建築士で機械設備設計の実務経験を有する者
- (イ) 建築設備士で機械設備設計の実務経験を有する者
- (ウ) 技術士（上下水道部門又は衛生工学部門）で機械設備設計の実務経験を有する者
- (エ) 1級管工事施工管理技士資格取得後3年以上の機械設備設計実務経験を有する者
- (オ) （公社）空気調和・衛生工学会の設備士資格取得後3年以上の機械設備設計実務経験を有する者
- (カ) 大学（機械に関する専門課程）卒業後5年以上の機械設備設計実務経験を有する者
- (キ) 高等学校（機械に関する専門課程）卒業後8年以上の機械設備設計実務経験を有する者
- (ク) 10年以上の機械設備設計の実務経験を有する者

注1 上記（オ）～（キ）に記す実務経験の2分の1以上を上限として，「機械設計の実務経験」を「機械設備工事の施工実務経験」に読み替えることができるものとする。

注2 「機械に関する」とは，「機械」「建築」など建築設備（機械設備）と関連のある名を冠する学科をいう。

注3 実務経験の年数は，一般事務等に従事した期間以外の在職期間とする。
一般事務等とは，建築設備との関連が少なく建築設備に関する知識及び技能の必要性が少ない業務（単なる写図、設計補助等），建築設備に関する知識及び技能を必要としない内容の庶務，会計，労務等の業務等を指す。

エ 音響設計者

固定席200席以上の客席数を有する音楽ホール，劇場及び多目的ホールの音響設計実務経験があり，かつ，日本語に堪能な者

オ 舞台機構・舞台照明設計者

固定席200席以上の客席数を有する音楽ホール，劇場及び多目的ホールの舞台機構・舞台照明設計実務経験があり，かつ，日本語に堪能な者

カ 積算業務に従事する者

公益社団法人日本建築積算協会が付与する建築積算資格者で，かつ，日本語が堪能な者

キ その他の技術者

設計する建築物が，建築士法の規定により構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士に構造関係規定又は設備関係規定に適合するかどうかの確認を求めることが義務付けられている場合，当該資格を有する者に当該規定に適合しているかどうかを確認するものとする。

12 照査技術者

受注者は，成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を選定し，その者の経歴及び資格を書面にて監督員に提出して承諾を得るものとする。照査技術者は，一級建築士資格取得後5年以上の実務経験を有する者でなければならない。

また、照査技術者は、管理技術者、設備主任技術者及び設計担当者を兼ねることができない。

なお、業務履行期間中において、その者が照査技術者として著しく不適当と監督員がみなした場合は、受注者は速やかに適切な措置を講じるものとする。

13 貸与品等

契約書第19条第1項に定める貸与品等は次のとおりとする。

(1) 貸与品

品名	数量	摘要
設計業務委託要領	1	ファイル綴じ
標準単価表（金抜き）事務所貸出用	1	ファイル綴じ
地質調査報告書	1	ファイル綴じ
土壤調査（土地履歴調査）報告書※	1	ファイル綴じ
既存図面（本市保管分のみ）	1	ファイル綴じ
「基本計画策定業務委託」業務報告書	1	ファイル綴じ

※現地土壤調査を実施する場合は、調査業務完了後に報告書を貸与します。

(2) 支給品

品名	数量	摘要
特記仕様書（参考）	1	Wordデータ及びCADデータ
工事区分表（参考）	1	CADデータ
鉄筋コンクリート工事標準図（参考）	1	CADデータ
営繕工事積算チェックリスト（建築工事編）	1	Excelデータ
電気設備設計チェックリスト	1	Excelデータ
機械設備設計チェックリスト	1	Excelデータ
機器台帳	1	Excelデータ
「施設保全の手引き」様式	1	Word, Excelデータ
建築設計資料	1	Excelデータ
マイクロフィルム台帳	1	Excelデータ

注 電気・機械設備設計チェックリストは設計時に適宜使用し、監督員に確認すること。

(3) 引渡等の場所

- ア 引渡場所 公共建築建設課
- イ 返却場所 公共建築建設課

(4) 引渡等の時期

- ア 引渡時期 業務着手時（地質、土壤調査報告書は平成29年度末に引渡予定。）
- イ 返却時期 業務完了時

(5) 注意事項

受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって取扱わなければならない。万一、損傷した場合は、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

14 委託料の支払い条件（債務負担行為に基づく3箇年契約）

委託料は下記条件で支払う。ただし、前払金の支払いは、受注者より請求があった場合のみ支払う。なお、部分引渡しに係る委託料の支払いは行わない。

(1) 前払金

支払年度	前払金 支払限度額
平成29年	212,058千円, かつ, 受託金額の30%以内

(2) 部分払

部分払いは行わない。

(3) 完成払

完了後に支払う。

(4) 各年度の支払限度額及び履行高予定額は、概ね下記の比率による。

支払年度	支払限度額	履行高予定額
平成29年	212,058千円	受託金額の20%
平成30年	0千円	受託金額の35%
平成31年	494,802千円	受託金額の45%

15 部外折衝等

- (1) 受注者は、業務に先立ち現地調査を行い、現況を十分把握すると共に、特筆すべき内容は、監督員に書面により報告する。
- (2) 受注者は、業務の実施に当たって、関係官公署等と部外折衝を要する場合は、すみやかに監督員に書面により報告し、その指示に従い処理する。また、必要な申請業務は受注者が行う。

16 打合せ及び打合せ記録

受注者は、監督員及び関係官公署等との打合せを行った場合は、すみやかに打合せ記録を作成し、その都度、監督員に提出する。

17 条件変更等

受注者は、契約書第21条第1項各号の一に該当する事実を発見したときは、同項の規定により、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

18 一時中止

京都市は、受注者が契約書及び設計図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、必要と認めた場合は、契約書第23条第2項の規定に基づき、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

19 履行期間の変更

受注者は、契約書第25条の規定に基づき、履行期間の延長変更を請求する場合は、延長理由、延長日数の算定根拠、修正した業務工程表及びその他監督員が必要とする資料を提出しなければならない。

20 修補

受注者は、検査に合格しなかった場合は、契約書第34条第5項の規定に基づき、直ちに修補をしなければならない。なお、修補の期限及び修補完了の検査については、監督員を通じて、契約書第34条に規定する検査員（以下「検査員」という。）の指示に従うものとする。

21 成果物

- (1) 成果物の図面は原則として第二原図としてはならない。なお、やむを得ず使用する場

合は、白焼後の判読が容易で、設計変更等による加筆・修正が行えるものとする。

- (2) 引渡しの成果物を、機械で読み取ることができる媒体によって提出することを指定された場合の著作権は、京都市に無償で譲渡する。
- (3) 業務完了後15年間は受注者において成果物の設計図書等の写しを保存する。ただし、監督員が保存の必要がないとして指示した場合は、この限りではない。
- (4) 設計図書において、使用する製品（グレードを含む。）や工法等を定める場合は、一般名称、標準仕様書に基づく種別、JIS規格及びJAS規格の型番等の記載によることを原則とするが、これらの記載だけでは製品等を特定することが困難な場合又は、設計図書の作成が著しく非効率となる場合に限り、以下に従い参考として製造者（メーカー）名及び型番等を記載することができる。
 - ア 記載する製造者数は、原則3者以上とし、記載した製造者の少なくとも1者以上の型番等を記載する。
 - イ 製造者名及び型番等を記載する場合は、同等品以上の採用を認める旨の注書を併記する。ただし、設計上の理由で製品等を指定（特定）する必要がある場合は、この限りでない。
- (5) 受注者は、監督員が指示し、これを承諾した場合は、履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行わなければならない。

22 検査及び引渡し

- (1) 業務の完了を確認するための検査日時及び検査を行う場所は、受注者から業務完了通知が提出された後、検査員が決定する。
- (2) 受注者は、あらかじめ成果物を整備のうえ、決定された検査日時及び検査場所にて、業務の完了を確認するための検査を受ける。
- (3) 前号の検査は、受注者の立会のうえ、次に掲げる事項について行うものとする。
 - ア 成果物の検査
 - イ 業務管理状況の検査（業務の状況について、打合せ記録等により検査を行う。）
- (4) 成果物の部分引渡しを行う場合は、前3号中「業務」とあるのは「部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「部分に係る成果物」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- (5) 受注者が引渡す成果物は、別表第4-1及び別表第4-2の該当欄に○印のある成果物とする。

23 引渡し前における成果物の使用

京都市は、受注者の承諾を得た場合は、契約書第36条第1項の規定により、引渡し前においても、成果物の全部又は一部を使用することができる。

24 その他

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、受注者と発注者の間で協議を行うものとする。

25 業務連絡網

(京 都 市)

受注者→←都市計画局公共建築部公共建築建設課→←事業所管局(行財政局、教育委員会)

(適用基準図書の一覧) ※下記資料等は必ず最新版を使用すること。

(1) 建 築

ア 設計指針に関するもの

- | | |
|-----------------------|----------------|
| (ア) 建築設計基準及び同解説 | (一社) 公共建築協会 |
| (イ) 官庁施設の基本的性能基準 | 国土交通省大臣官房官庁営繕部 |
| (ウ) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 | 国土交通省大臣官房官庁営繕部 |
| (エ) 官庁施設の総合耐震診断・改修基準 | 国土交通省大臣官房官庁営繕部 |

イ 各部設計の指針に関するもの

- | | |
|---------------------------------------|-------------------|
| (ア) 建築構造設計基準及び同解説 | (一社) 公共建築協会 |
| (イ) 京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例 (整備マニュアル) | 京都市都市計画局建築指導部 |
| (ウ) 構内舗装・排水設計基準及び同解説 | (一社) 公共建築協会 |
| (エ) 京都市雨水流出抑制施設設置技術基準 | 京都市上下水道局 |
| (オ) 建築構造設計基準の資料 | 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 |
| (カ) 京都府災害からの安全な京都づくり条例 | 京都府府民生活部防災消防企画課 |

ウ 設計図書の一部として作成されているもの

- | | |
|-------------------------|------------------|
| (ア) 公共建築改修工事標準仕様書/建築工事編 | (一財) 建築保全センター |
| (イ) 公共建築工事標準仕様書/建築工事編 | (一社) 公共建築協会 |
| (ウ) 建築物解体工事標準仕様書・同解説 | (一社) 公共建築協会 |
| (エ) 公共建築物木造工事標準仕様書 | (一社) 公共建築協会 |
| (オ) 文部科学省建築工事標準仕様書 | 文部科学省大臣官房文教施設企画部 |
| (カ) 擁壁設計標準図 | (一社) 公共建築協会 |
| (キ) 敷地調査共通仕様書 | (一社) 公共建築協会 |
| (ク) 建築工事標準詳細図 | (一社) 公共建築協会 |

エ 建築積算に関するもの

- | | |
|-----------------------------|---------------------|
| (ア) 標準単価使用マニュアル | 京都市都市計画局 |
| (イ) 公共建築工事積算基準 | (一財) 建築コスト管理システム研究所 |
| (ウ) 公共建築工事積算基準の解説/建築工事編 | (一財) 建築コスト管理システム研究所 |
| (エ) 建築数量積算基準・同解説 | (一財) 建築コスト管理システム研究所 |
| (オ) 建築工事内訳書作成要領/建築工事編・設備工事編 | (一財) 建築コスト管理システム研究所 |
| (カ) 建築工事見積標準書式集/建築工事編 | (一財) 建築コスト管理システム研究所 |
| (キ) 建設工事標準歩掛 | (一財) 建設物価調査会 |
| (ク) 工事歩掛要覧 | (一財) 経済調査会 |
| (ケ) 営繕積算システム RIBC 内訳書作成システム | (一財) 建築コスト管理システム研究所 |

オ その他

- | | |
|-----------------------------|------------------|
| (ア) 木造計画・設計基準 | 国土交通省大臣官房官庁営繕部 |
| (イ) 確認申請事前調査報告書 | 京都市都市計画局建築指導部 |
| (ウ) 京都市公共建築デザイン指針 | 京都市都市計画局公共建築部 |
| (エ) 京都市公共建築物低炭素仕様 (平成26年度版) | 京都市 |
| (オ) 高等学校施設整備指針 | 文部科学省大臣官房文教施設企画部 |
| (カ) 京都市版建築法令実務ハンドブック | 京都市都市計画局建築指導部 |
| (キ) その他関係法令 | |

(適用基準図書の一覧) ※下記資料等は必ず最新版を使用すること。

(2) 設 備

ア 設計指針に関するもの

- | | |
|-----------------------------------|---------------------|
| (ア) 建築設備計画基準 | (一社) 公共建築協会 |
| (イ) 建築設備設計基準 | (一社) 公共建築協会 |
| (ウ) 排水再利用・雨水利用システム計画基準・同解説 | (一社) 公共建築協会 |
| (エ) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 | 国土交通省官庁営繕部 |
| (オ) 官庁施設の総合耐震診断・改修基準 | 国土交通省官庁営繕部 |
| (カ) 建築設備耐震設計・施工指針 | (一財) 日本建築センター |
| (キ) 建築設備設計・施工上の運用指針 | (一財) 日本建築設備・昇降機センター |
| (ク) 建築物の省エネルギー基準に準拠した算定・判断の方法及び解説 | (一財) 建築環境 省エネルギー機構 |
| (ケ) 防災設備に関する指針 | (一社) 日本電設工業協会 |
| (コ) 避雷設備関係法令集-JIS 規格とその解説 | 避雷設備工業協同組合 |
| (サ) 昇降機技術基準の解説 | (一財) 日本建築設備・昇降機センター |
| (シ) 昇降機・遊戯施設 設計施工上の指導指針 | (一財) 日本建築設備・昇降機センター |
| (ス) 給排水設備技術基準・同解説 | (一財) 日本建築センター |
| (セ) 換気・空調設備技術基準・同解説 | (一財) 日本建築設備・昇降機センター |
| (リ) 換気用耐火二層管工法の設計施工指針 | (一財) 日本建築センター |
| (タ) ガス機器の設置基準及び実務指針 | (一財) 日本ガス機器検査協会 |
| (チ) 業務用ガス機器の設置基準及び実務指針 | (一財) 日本ガス機器検査協会 |
| (ツ) 新・排煙設備技術指針 | (一財) 日本建築センター |
| (テ) 净化槽の構造基準・同解説 | (一財) 日本建築センター |
| (ト) 消防用設備等の運用基準 | (一社) 京都消防設備協会 |

イ 設計図書作成に関するもの

- | | |
|---------------------|-------------|
| (ア) 建築設備設計計算書作成の手引き | (一社) 公共建築協会 |
|---------------------|-------------|

ウ 設計図書の一部として作成されているもの

- | | |
|----------------------------|---------------|
| (ア) 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） | (一財) 建築保全センター |
| (イ) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） | (一社) 公共建築協会 |
| (ウ) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） | (一社) 公共建築協会 |
| (エ) 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） | (一財) 建築保全センター |
| (オ) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） | (一社) 公共建築協会 |
| (カ) 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） | (一社) 公共建築協会 |

エ 積算に関するもの

- | | |
|------------------------------------|---------------------|
| (ア) 標準単価使用マニュアル 京都市都市計画局 | |
| (イ) 公共建築工事積算基準 (一財) 建築コスト管理システム研究所 | |
| (ウ) 公共建築工事積算基準の解説/設備工事編 | (一財) 建築コスト管理システム研究所 |
| (エ) 建築設備数量積算基準・同解説 | (一財) 建築コスト管理システム研究所 |
| (オ) 営繕積算システム RIBC 内訳書作成システム | (一財) 建築コスト管理システム研究所 |

- (カ) 建築工事内訳書標準書式・同解説/建築工事編・設備工事編
(一財)建築コスト管理システム研究所
- (キ) 水道事業実務必携
全国簡易水道協議会
- 才 その他
- (ア) 木造計画・設計基準
国土交通省大臣官房官庁営繕部
- (イ) 確認申請事前調査報告書
京都市都市計画局建築指導部
- (ウ) 京都市公共建築デザイン指針
京都市都市計画局公共建築部
- (エ) 京都市公共建築物低炭素仕様（平成26年度版）
京都市
- (オ) 高等学校施設整備指針
文部科学省大臣官房文教施設企画部
- (カ) 京都市版建築法令実務ハンドブック
京都市都市計画局建築指導部
- (キ) その他関係法令

第4章 別表

別表第1 - 1

基本設計に係る一般業務の範囲（建築・電気設備・機械設備）

告示15号の業務内容	業務内容	適用	備考
設計条件等の整理	条件整理 耐震性能や設備機能の水準など建築主から提示されるさまざまな要求その他の諸条件を設計条件として整理する。	全部	敷地測量及び調査等 本業務の対象工事に係る補助金等のメニュー一覧表作成
	設計条件の変更等の場合の協議 整理した設計条件に変更がある場合においては、発注者に説明を求め又は発注者と協議する。	全部	
法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査 基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。	全部	
	計画通知に係る関係機関との打合せ 基本設計に必要な範囲で、計画通知申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。	全部	
上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ	基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。	全部	
基本設計方針の策定	総合検討 設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案する。	全部	学内、地域等関係者との対話によるプロセスを含む
	基本設計方針の策定及び発注者への説明 総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、発注者に対して説明する。	全部	
基本設計図書の作成	基本設計方針に基づき、発注者と協議の上、基本設計図書を作成する。	全部	京都市公共デザイン協議会説明資料の作成
概算工事費の検討	基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書を作成する。	全部	概算工事の検討にあたり必要な見積微収を含む
基本設計内容の発注者への説明等	作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について発注者の意向を確認する。また、基本設計図書を発注者に提出し、設計意図及び基本設計内容の総合的な説明を行う。	全部	

適用欄の文字の意味は下記のとおりとする。

全部：業務内容の全てを受注者の業務とする。

対象外：業務内容の全てを受注者の業務としない。

別表第1 - 2

実施設計に係る一般業務の範囲（建築・電気設備・機械設備）

告示15号の業務内容		業務内容	適用	備考
要求等の確認	発注者の要求の確認	実施設計に先立ち又は実施設計期間中、発注者の要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。	全部	
	設計条件の変更等の場合の協議	整理した設計条件に変更がある場合においては、発注者に説明を求め協議する。	全部	
法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査	建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、詳細な調査を行う。	全部	
	計画通知申請に係る関係機関との打合せ	実施設計に必要な範囲で、計画通知申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。	全部	
実施設計方針の策定	総合検討	意匠、構造及び設備の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を策定する。	全部	
	実施設計のための基本事項の確定	事前に発注者と協議し合意に達しておく必要があるもの及び基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本的事項を確定する。	全部	
	実施設計方針の策定及び建築主への説明	総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、発注者に説明する。	全部	
実施設計図書の作成	実施設計図書の作成	実施設計方針に基づき、発注者と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図書を作成する。なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様、工事材料及び設備機器等の種別等を具体的に表現する。	全部	
	計画通知の作成	関係機関との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な計画通知を作成する。	全部	
概算工事費の検討		実施設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書を作成する。	全部	
実施設計内容の発注者への説明等		作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について発注者の意向を確認する。また、実施設計図書を発注者に提出し、設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。	全部	

適用欄の文字の意味は下記のとおりとする。

全部：業務内容の全てを受注者の業務とする。

対象外：業務内容の全てを受注者の業務としない。

別表第2

追加業務の範囲（建築・電気設備・機械設備）

業務内容	業務概要	適用	備考
建築積算	積算数量算出書、単価作成資料、見積の徵集、見積検討資料等の作成	全部	
電気設備積算	積算数量算出書、単価作成資料、見積の徵集、見積検討資料等の作成	全部	
機械設備積算	積算数量算出書、単価作成資料、見積の徵集、見積検討資料等の作成	全部	
透視図の作成	A3 着色 鳥瞰図 10枚、外観図 28枚、内観図 65枚	全部	
透視図のカラーコピー	A3 ラミネート加工 各2部	全部	
模型作製	・スタディ模型 ・完成模型 (別紙5-模型仕様書による。)	全部	
模型の写真撮影	カット枚数(20枚) 判の大きさ(サービス版) 白黒・カラーの別(カラー) 電子データ共	全部	
計画通知申請手続き	計画通知の申請手続き	全部	計画通知作成業務は一般業務に含まれている。
関係法令に基づく各種申請手続き	各種申請書の申請手続き (都市計画法第29条第1項に基づく開発許可等)	全部	各種申請書作成業務は一般業務に含まれている。
計画通知申請に係る関係法令以外の各種申請	各種申請書作成及び申請手続き	全部	
概略工事工程表	概略工事工程表の作成	全部	
住民説明等に必要な資料	必要資料等の作成、説明会等の出席	全部	
ワークショップ等の運営業務	運営企画、開催準備、当日運営	全部	
日影図の作成	申請手続きに必要な日影図の作成 (敷地全体、既存建築物も対象)	全部	
総合的な環境保全性能に関する検討・評価	CASBEE等の検討・評価資料の作成	全部	
テレビ電波受信障害地域調査	アンテナ設置ポイントにてテレビ電波電界強度測定及び近隣家屋へのテレビ電波受信障害発生範囲の机上検討及び現地調査を行う。	全部	計画に関する調査協議
測量調査	現況敷地の平面・高低、横断断面等の調査・測量及び図面の作成	全部	

適用欄の文字の意味は下記のとおりとする。

全部：業務内容の全てを受注者の業務とする。

対象外：業務内容の全てを受注者の業務としない。

別表第3-1 (業務委託の範囲の補足、建築)

委託内容	該当印	業務概要
計画に関する調査協議	<input type="radio"/>	敷地及び周辺状況の調査
		関係法令の調査、関係官公署との協議
		施設管理者の要望及び施設利用条件の整理
		類似施設調査
敷地調査等	<input type="radio"/>	既存建物、工作物、樹木、排水設備、電気設備、機械設備等の調査・測量及び図面の作成
	<input type="radio"/>	現況敷地の平面・高低、横断面等の調査・測量及び図面の作成
	<input type="radio"/>	真北測定
基本設計	<input type="radio"/>	計画の経済性、施工性、安全性、機能性等の比較検討
		使用材料(性能、耐久性、実績、市場性等)の比較検討
		各種技術資料の収集と比較検討
		耐震仕様の検討(構造計画を含む)
		環境対策・省エネ・省資源の検討
		美術学部工房、ギャラリー(教育研究の発信スペース)、収蔵庫、音楽ホール等において、音響シミュレーションを用いること等による計画の検討
		専攻配置計画、備品(工房機械、家具、什器等)レイアウト計画、サイン計画の検討
		防災機能、セキュリティーシステムの全体計画の検討
		バリアフリー、ユニバーサルデザインの検討
		建築意匠及び周辺景観との調和について検討
		許認可を所管する処分庁が要求する説明資料の作成、事前協議(美観風致審査会、建築審査会等)
		別途工事との調整(B、C地区の解体工事に伴う、整地レベル・既存設備撤去範囲に関する協議・調整)
		工事中の近隣への影響調査
		関係者対話に必要な資料等の作成、ワークショップ等の運営補助、説明会の出席、パース・模型等の公開
配置計画の検討	<input type="radio"/>	敷地利用計画
屋外付帯の計画・検討	<input type="radio"/>	敷地内の舗装、植栽、雨水排水、照明等、敷地隣接の高瀬川護岸改修、塩小路通等の舗装・植栽等、鴨川堤防の植栽等に係る調査・検討の実施、計画の作成
設計説明書の作成	<input type="radio"/>	実施設計方針(調査・協議・計画・検討のまとめ)
		計画概要・基本計画図・基本設計図等の作成(屋外付帯工事含む)
		説明用プレゼンテーション資料の透視図作成(鳥瞰10、外観28、内観65)業務検討段階で必要に応じ、設計説明に必要な透視図を作成する。

	模 型	<input type="radio"/>	計画地周辺も含めたスタディ模型を作成
	概略工事工程表の作成	<input type="radio"/>	周辺条件や3地区にわたる条件を考慮した工程表作成
	工事費概算書の作成	<input type="radio"/>	種目及び主な科目毎の概算（工事費概算書は基本設計の業務中に予算範囲内である検証を行いながら、基本設計図書等に基づき作成する。）
	基本 設 計 の 点 檢	<input type="radio"/>	現地の詳細調査、関係法規の確認、利用条件の把握 設計説明書・配置計画・意匠計画・構造計画等の点検
	設 計 ・ 檢 討 ・ 調 整	<input type="radio"/>	基本設計及び設計説明書の点検・提案に伴う詳細協議 他工事との調整（工事区分、設備機器の納まりの調整）
意匠	設 計 図 の 作 成	<input type="radio"/>	特記仕様書、工事区分表、機材指定一覧表、付近見取図 配置図、平面図、断面図、仕上表、面積表、屋外図 他 矩計図、平面・部分詳細図、展開図、伏図、建具表 他
	積算資料の作成	<input type="radio"/>	数量調書（拾い書・集計書・内訳書 他） 参考見積、参考見積比較表
	設 計 図 の 作 成	<input type="radio"/>	構造計算書（2次設計を含む計算書及び技術資料収集） 伏図、軸組図、断面詳細図、架構図 他
	積算資料の作成	<input type="radio"/>	数量調書（拾い書・集計書・内訳書・代価表） 参考見積、参考見積比較表
実施	計画通知等の申請	<input type="radio"/>	計画通知書（注1）、許認可申請書、既存不適格調書等の作成（不適格建築物の現地計測等を含む）及び申請手続き
設 計	各種申請	<input type="radio"/>	計画通知関連の関係官庁との事前協議
		<input type="radio"/>	日影図（付近現況図、等時間・時刻日影図、略立面図）
		<input type="radio"/>	建築物省エネ法に基づく省エネルギー関係計画書の作成及び申請手続き
		<input type="radio"/>	中高層建築物の条例に基づく標識看板の作成及び設置、届出書、説明用資料及び報告書の作成
		<input type="radio"/>	許認可を所管する処分庁が要求する説明資料の作成、事前協議（美観風致審査会、建築審査会等）
		<input type="radio"/>	都市計画法第29条第1項に基づく開発許可協議及び申請手続き
		<input type="radio"/>	京都府災害からの安全な京都づくり条例に基づく協議及び申請手続き
		<input type="radio"/>	土地区画整理法第76条第1項に基づく協議及び申請手続き
		<input type="radio"/>	雨水流出抑制対策要綱に基づく協議書の作成及び協議
		<input type="radio"/>	京都市地球温暖化対策条例による届出（建築物排出量削減計画書、地域産木材の利用、再生可能エネルギー利用設備の設置、CASBEE 京都等）
		<input type="radio"/>	水質汚濁防止法に基づく協議及び申請手続き

		<input type="radio"/> バリアフリー条例、景観関係申請、屋外広告物等の協議及び申請手続き
		<input type="radio"/> リサイクル計画書の作成及び申請手続き
		<input type="radio"/> 消防用設備又は特殊消防用設備等設置計画書の作成及びその他消防法に係る協議
	解体工事設計	<input type="radio"/> 設計図(特記仕様書、仮設図、解体撤去図他)及び積算資料作成(数量調書・拾い書・集計書・内訳書・代価表他)
	屋外付帯工事設計	<input type="radio"/> 配置・平面・立面・断面・仕上・数量積算・内訳書他 (既存樹木の移植等、道路改修工事含む。)
	透視図	<input type="radio"/> A3 着色 鳥瞰図 10枚 外観図 28枚 内観図 65枚 基本設計の成果物で作成した透視図を基にして、実施設計図書に合わせて作成する。
	模型	<input type="radio"/> 完成模型の作成
	設計説明書の作成	<input type="radio"/> 調査・協議・検討・配置計画等のまとめ(設計方針) 計画概要書・計画書・設計書 等
	関係者との対話	<input type="radio"/> 必要資料等の作成、ワークショップの運営補助、説明会の出席、パース・模型等の公開
その他	保全資料の作成	<input type="radio"/> 建築基準法第12条の規定に基づく建築物の定期点検に要する図書の作成(図面及びデータで提出すること)
		<input type="radio"/> 「施設保全の手引き」作成(注2), 建築設計資料の作成、マイクロフィルム台帳の作成

(注1) 構造計算適合性判定が必要となる場合、手数料は判定対象となる各棟につき1回に限り本市が別途支払う。なお、受注者の責任により再度適合性判定が必要となった場合は、受注者が負担する。

(注2) 「施設保全の手引き」の作成要領に基づく保全計画書をいう。
ただし、実施設計時に記載可能な部分に限る。

別表第3-2 (業務委託の範囲の補足、設備)

委託内容	該当印	業務概要	
計画に関する調査協議	<input type="radio"/>	現地調査、企業者協議（電力、電話、ガス、上下水道）	
	<input type="radio"/>	テレビ電波障害地域机上検討	
	<input type="radio"/>	関係法令の調査、関係官公署との協議	
		敷地内の上下水道調査及び盛り替え計画、設備ルート仕様について調査	
		施設管理者の要望、施設利用条件の整理	
		類似施設調査	
		設備方式の検討（比較検討を含む）	
		技術資料の収集、使用機材の検討	
		計画数値の検討、主要機器概算容量の算出	
		耐震仕様の検討・環境対策・省エネ・省資源の検討	
基本設計	<input type="radio"/>	維持管理（LCC、資格者、法定・自主点検等）の検討	
		美術学部工房、ギャラリー（教育研究の発信スペース）、収蔵庫、音楽ホール等の照明及び空調に関する計画・設計	
		防災センター機能に関する検討（BCPの検討）、セキュリティーシステムの全体計画検討	
		光熱水費（電気、水道、ガス）、エネルギー消費量、CO ₂ 排出量の試算及び標準施設との比較、	
		効率的なエネルギー・マネジメントシステムの検討	
		設備スペース、主要機材の配置、主要機器搬出入経路	
		他工事との調整	
		再生可能エネルギー等省エネ設備の導入による光熱水費、エネルギー消費量、CO ₂ 排出量の効果試算及び標準施設との比較	
		実施設計方針（調査・協議・計画・検討のまとめ）	
		工事費概算書の作成	
実施設計	現地の詳細調査	<input type="radio"/>	企業者詳細協議
	基本設計の点検	<input type="radio"/>	関係法規の確認、利用条件の把握
		<input type="radio"/>	設備方式・使用機材・配置計画等の点検
	計算書の作成	<input type="radio"/>	各種機材の仕様確定のための根拠資料
		<input type="radio"/>	騒音等法令準拠確認資料
	設計・検討・調整	<input type="radio"/>	基本設計及び設計説明書の点検・提案に伴う詳細協議
		<input type="radio"/>	機材配置の検討、工事区分の検討、他工事との調整
		<input type="radio"/>	概算工事費の把握・検討・調整
	省エネルギー試算	<input type="radio"/>	再生可能エネルギー等省エネ設備の導入による光熱水費、エネルギー消費量、CO ₂ 排出量の効果試算及び標準施設との比較

設 計 図 の 作 成	<input type="radio"/>	特記仕様書, 標準仕様書, 工事区分表, 付近見取図,
		配置図, 平面図, 詳細図, 機器仕様, 系統図, 姿図
		盤結線図, その他
積 算 資 料 の 作 成	<input type="radio"/>	数量調書 (拾い書・集計書・内訳書 他)
		参考見積, 参考見積比較表
計画通知等の申請	<input type="radio"/>	計画通知, 許認可申請等の作成 (設備, 昇降機関係), 建築事務所に協力
	<input type="radio"/>	計画通知関連の関係官庁との事前協議 (公害・排水槽・他)
	<input type="radio"/>	建築物省エネ法に基づく省エネルギー関係計画書の作成, 建築事務所に協力
設 備 概 要 書 の 作 成	<input type="radio"/>	設計説明書の修正・補足
設計説明書の作成	<input type="radio"/>	調査・協議・検討・配置計画等の作成(設計方針)
		計画概要書・計画書・設計書 等
光熱水費等の試算	<input type="radio"/>	光熱水費 (電気, 水道, ガス), エネルギー消費量, CO ₂ 排出量の試算及び標準施設との比較
調査	<input type="radio"/>	テレビアンテナ設置に係る電解強度測定, テレビ電波障害地域机上検討, 現地調査
保全資料の作成	<input type="radio"/>	建築基準法第12条の規定に基づく建築物の定期点検に要する図書の作成 (図面及びデータで提出すること)
	<input type="radio"/>	「施設保全の手引き」作成 (注1), 建築設計資料の作成, マイクロフィルム台帳の作成

(注1) 「施設保全の手引き」の作成要領」に基づく保全計画書をいう。
 ただし, 実施設計時に記載可能な部分に限る。

別表第4-1 (引渡し成果物、建築)

該当印	名 称	提出部数		備 考
		原 紙	複 写	
基本設計				
<input type="checkbox"/> 設計説明書		6	—	設備と合冊（タト印刷付製本） データ共
<input type="checkbox"/> 法令調査報告書				
<input type="checkbox"/> 敷地調査報告書（現況図、現場写真）				
<input type="checkbox"/> 基本設計図書（調査・協議書）				
<input type="checkbox"/> " (計画・検討書)				
<input type="checkbox"/> " (配置計画図)				
<input type="checkbox"/> " (工事費概算書)				
<input type="checkbox"/> " (屋外付帯)				
<input type="checkbox"/> 京都市公共建築デザイン協議会説明資料		必要数		データ共
<input type="checkbox"/> スタディー模型		1	—	
実施設計				
<input type="checkbox"/> 設計図		2	10	CAD・PDF データ共
<input type="checkbox"/> 構造計算書		1	2	データ共
<input type="checkbox"/> 数量調書・集計表		1	1	データ、拾い図共
<input type="checkbox"/> 参考見積書（機材メーカー）		2	—	
<input type="checkbox"/> 参考見積比較表		1	1	データ共
<input type="checkbox"/> 内訳書・代価表（RIBC2）		1	—	データ共
<input type="checkbox"/> 協議記録（関係官公署 他）		1	1	押印
<input type="checkbox"/> 打合せ記録（監督員）		1	1	押印
<input type="checkbox"/> 各種技術資料・検討記録		1	1	必要な場合
<input type="checkbox"/> 実施設計説明書		6	—	設備部分を含む、タト印刷付製本
<input type="checkbox"/> 各種申請書、届出書		必要数+控え		データ共、控えは申請、届出前に提出
<input type="checkbox"/> 計画通知等		必要数+控え		データ共、控えは申請、届出前に提出
<input type="checkbox"/> 計画通知関連の事前協議書		必要数		データ共
<input type="checkbox"/> 雨水流出抑制対策要綱に基づく協議書		必要数+控え		データ共
<input type="checkbox"/> 京都府災害からの安全な京都づくり条例に基づく申請書		必要数+控え		データ共
<input type="checkbox"/> 都市計画法第29条第1項に基づく開発許可申請書		必要数+控え		データ共
<input type="checkbox"/> 土地区画整理法第76条第1項に基づく申請書		必要数+控え		データ共
<input type="checkbox"/> 省エネルギー関係計画書		必要数		データ共
<input type="checkbox"/> 日影図		必要数		データ共
<input type="checkbox"/> 解体工事に係る実施設計図		2	12	CAD・PDF データ共
<input type="checkbox"/> 透視図及びカラーコピー（ミネト加工）		196	—	データ共
<input type="checkbox"/> 完成模型		1	—	模型写真、データ共

その他				
○	マイクロフィルム台帳	1	—	エクセル データ共
○	建築設計資料	1	—	エクセル データ共
○	営繕工事積算チェックリスト（建築工事編）	1	—	データ共
○	施設保全の手引き	1	1	データ共 設備部分を含む。
○	CASBEE 京都の評価資料	必要数+控え		データ共

※ 備考欄にデータの特記のあるものは、データ及び紙の出力の両方を提出する。CAD電子納品はオリジナル CAD, SXF, jww, 及び PDF とする。いずれの形式においても同等の出力が可能なよう、線の太さ等の設定を行うこと。

また、PDFデータとあるものは、工事設計図のA1原紙で当課にて決定処理されたものを、原寸大のままPDF化したもの（解像度は400dpi、ファイルバージョンは1.4（Acrobat5対応）とする）を入力したCD-Rを提出するものとする。

※ すべての成果物は、設計図（意匠図及び構造図）を除き、原則としてA4版のファイル（表紙と背表紙にタイトル付）にて提出するものとする。

※ 内訳書・代価表は、営繕積算システムRIBC2（国土交通省大臣官房官庁営繕部推薦）によつて入力したCD-Rを提出する。RIBC2プログラムは受注者が準備し、京都市より貸与する名称ファイル等データと合わせて入力作業を行う。

※ 電子納品の対象となった成果物については、データも提出すること。

※ 実施設計図の原紙2部とは以下の通り。

① A1サイズ（本市押印前のもの） 1部

② A3サイズ（①に本市が押印したものを縮小したもの） 1部

ただし、②は第二原図としたものとする。

※ 実施設計図の複写12部とは、本市が押印した原紙の複写で、以下の通り。

① A1サイズ（表紙、背表紙にタイトル印刷付製本） 2部

② A3サイズ（表紙、背表紙にタイトル印刷付製本） 10部

(参考)

RIBC2プログラム問合せ先

(一財)建築コスト管理システム研究所

〒105-0003 東京都港区西新橋3-25-33 N P御成門ビル5階

TEL 03-3434-1530 FAX 03-3434-5476

別表第4-2 (引渡し成果物、設備)

該当印	名 称	提出部数		備 考
		原 紙	複 写	
基本設計				
<input type="radio"/> 設計説明書		6	—	設備と合冊（タトウ印刷付製本）データ共
<input type="radio"/> 法令調査報告書				
<input type="radio"/> 敷地調査報告書（現況図、現場写真）				
<input type="radio"/> 基本設計図書（調査・協議書）				
<input type="radio"/> " (計画・検討書)				
<input type="radio"/> " (配置計画図)				
<input type="radio"/> " (工事費概算書)				
<input type="radio"/> " (屋外付帯)				
<input type="radio"/> 各種技術資料・検討記録		1	1	データ共
<input type="radio"/> 京都市公共建築デザイン協議会説明資料		必要数	データ共	○
実施設計				
<input type="radio"/> 設計図		2	1 2	CAD・PDF データ共
<input type="radio"/> 数量調書（拾い書・集計書・内訳書・代価表）		1	—	データ共、拾い図共
<input type="radio"/> 参考見積書（機材メーカー）		2	—	
<input type="radio"/> 参考見積書比較表		1	1	データ共
<input type="radio"/> 内訳書・代価表（RIBC2）		1	—	データ共
<input type="radio"/> 計算書		1	1	データ共
<input type="radio"/> 協議記録（関係官公署・企業者他）		1	—	押印
<input type="radio"/> 各種技術資料・検討記録		1	—	データ共
<input type="radio"/> 打合せ記録（監督員）		1	—	押印
<input type="radio"/> 計画通知等（設備関係）		必要数		データ共
<input type="radio"/> 計画通知関連の事前協議書		必要数		データ共
<input type="radio"/> 機器台帳・マイクロフィルム台帳		1	—	
<input type="radio"/> 光熱水費（電気、水道、ガス）、エネルギー消費量、CO ₂ 排出量の検討記録		1	1	データ共
<input type="radio"/> テレビ電波電界強度調査、テレビ電波受信障害地域調査に係る報告書		1	3	データ共
<input type="radio"/> 省エネルギー関係計画書		必要数		データ共
<input type="radio"/> 実施設計説明書		6	—	建築と合冊、タトウ印刷付製本
その他				
<input type="radio"/> マイクロフィルム台帳		1	—	エクセル データ共
<input type="radio"/> 電気設備、機械設備設計チェックリスト		1	—	エクセル データ共
<input type="radio"/> 施設保全の手引き		1	1	建築と合冊、データ共
<input type="radio"/> CASBEE 京都の評価資料		必要数+控え		データ共

- ※ 備考欄にデータの特記のあるものは、データ及び紙の出力の両方を提出する。CAD電子納品はオリジナル CAD, SXF, jww, 及び PDF とする。いずれの形式においても同等の出力が可能なよう、線の太さ等の設定を行うこと。
- また、PDFデータとあるものは、工事設計図のA1原紙で当課にて決定処理されたものを、原寸大のままPDF化したもの（解像度は400dpi、ファイルバージョンは1.4（Acrobat5対応）とする）を入力したCD-Rを提出するものとする。
- ※ すべての成果物は、設計図（意匠図及び構造図）を除き、原則としてA4版のファイル（表紙と背表紙にタイトル付）にて提出するものとする。
- ※ 内訳書・代価表は、営繕積算システムRIBC2（国土交通省大臣官房官庁営繕部推薦）によつて入力したCD-Rを提出する。RIBC2プログラムは受注者が準備し、京都市より貸与する名称ファイル等データと合わせて入力作業を行う
- ※ 電子納品の対象となった成果物については、データも提出すること。
- ※ 実施設計図の原紙2部とは以下の通り。
- | | |
|-----------------------------|----|
| ① A1サイズ（本市押印前のもの） | 1部 |
| ② A3サイズ（①に本市が押印したものを縮小したもの） | 1部 |
- ただし、②は第二原図としたものとする。
- ※ 実施設計図の複写12部とは、本市が押印した原紙の複写で、以下の通り。
- | | |
|---------------------------|-----|
| ① A1サイズ（表紙、背表紙にタイトル印刷付製本） | 2部 |
| ② A3サイズ（表紙、背表紙にタイトル印刷付製本） | 10部 |

付近見取図



1:5,000

特記事項:

京都芸大の専攻・組織

別紙2

教育・研究機関		専攻・研究領域	定員
美術学部	美術科	日本画専攻、油画専攻、彫刻専攻、版画専攻、構想設計専攻	280
	デザイン科	ビジュアル・デザイン専攻、環境デザイン専攻、プロダクト・デザイン専攻	120
	工芸科	陶磁器専攻、漆工専攻、染織専攻	120
	総合芸術学科	総合芸術学専攻	20
大学院 美術研究科 修士課程	絵画専攻	日本画、油画、版画、構想設計	52
	彫刻専攻	彫刻	10
	デザイン専攻	ビジュアル・デザイン、環境デザイン、プロダクト・デザイン	18
	工芸専攻	陶磁器、漆工、染織	26
	芸術学専攻	芸術学	6
	保存修復専攻	保存修復	4
大学院 美術研究科 博士(後期)課程	美術専攻	日本画研究領域	48
		油画研究領域	
		版画研究領域	
		メディア・アート研究領域	
		彫刻研究領域	
		ビジュアル・デザイン研究領域	
		環境デザイン研究領域	
		プロダクト・デザイン研究領域	
		産業工芸・意匠研究領域	
		陶磁器研究領域	
		漆工研究領域	
		染織研究領域	
		保存修復研究領域	
		芸術学研究領域	
音楽学部	音楽学科	作曲専攻、指揮専攻	260
		ピアノ専攻	
		弦楽専攻	
		管・打楽専攻	
		声楽専攻	
		音楽学専攻	
大学院 音楽研究科 修士課程	作曲・指揮専攻	作曲、指揮	6
	器楽専攻	ピアノ、弦楽、管・打楽	20
	声楽専攻	声楽	10
	音楽学専攻	音楽学	6
	日本音楽研究専攻	日本音楽研究	6
大学院 音楽研究科 博士(後期)課程	音楽専攻	作曲・指揮研究領域	15
		器楽研究領域	
		声楽研究領域	
		音楽学研究領域	
日本伝統音楽研究センター		—	—
芸術資源研究センター		—	—
芸術資料館		—	—
附属図書館		—	—
事務局等		—	—
ギャラリー@KCUA		—	—
合計			1027

人員構成(平成28年5月1日現在)

・教職員数：専任教員 98名、職員(嘱託を含む) 78名

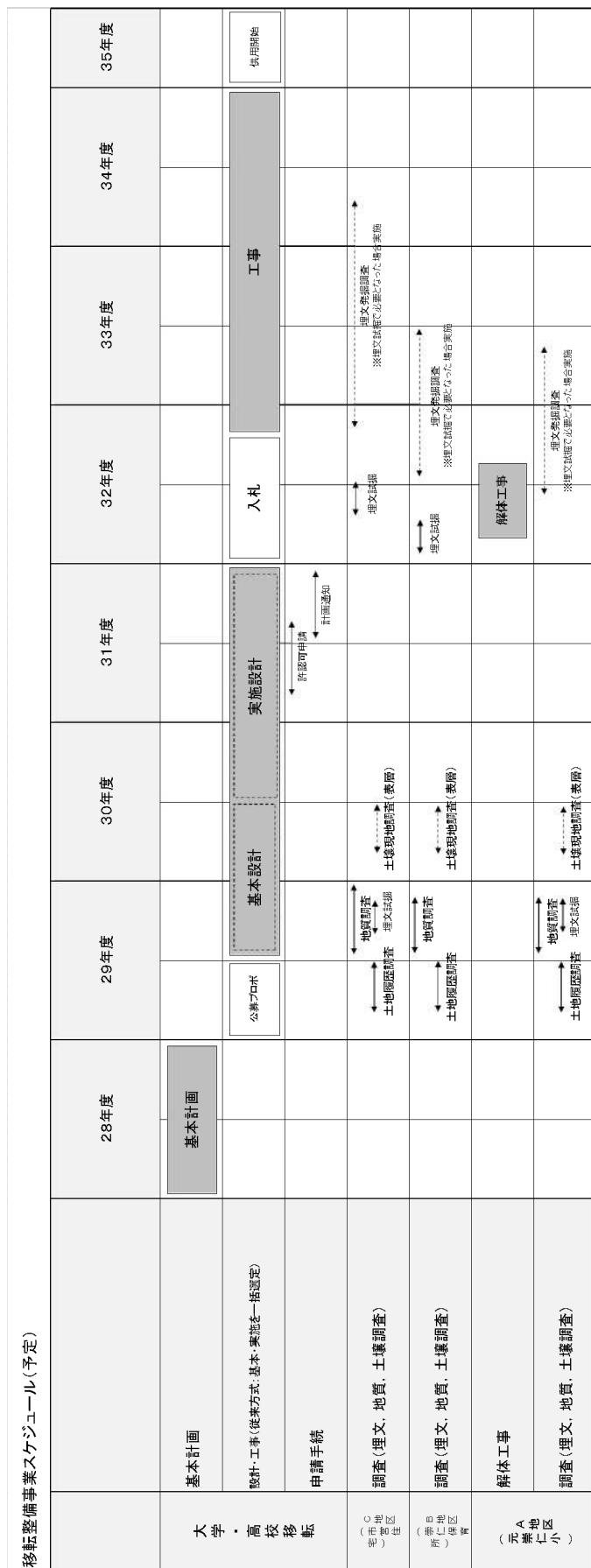
・学生数：1,082名(男女比：約2:8)

解体撤去概要・範囲図

別紙 3

施設名	敷地面積(m ²)			解体対象物 建物				
	校舎	運動場等	合計	用途		延床面積(m ²)	構造	建築年
元京都市崇仁小学校	4,652	4,490	9,142	本校舎	(東)	731	RC	昭 42
					(中)	397	RC	昭 44
					(西)	315	RC	昭 50
	南校舎			(西)		741	RC	昭 31
					(中)	554	RC	昭 33
					(東)	549	RC	昭 35
	その他			プール付属室、プール、倉庫3棟、屋内歩廊、ブレーカー、倉庫、ハーベラ、飼育小屋、渡り廊下、遊具等				





模型仕様書

◆ 完成模型仕様

- 1 縮尺は 1/300 とし、建設計画地及びその周辺（約 250m×約 500m）を対象とする。
- 2 製作範囲は、敷地周辺道路及び民家を含む部分とする。
- 3 地盤高低を模型化し、植栽等の配置により外構を構成する。
- 4 使用材料は、プラスチック・金属・スタイルフォーム・スポンジ・木粉・洋紙等を併用する。
- 5 建物の製作は、樹脂板・金属板などで製作し、ラッカー塗装にて仕上げたうえに、建具等をシート材・塗料で表現する。
- 6 色彩については、担当者と打合せのうえ、区分彩色仕上げとする。
- 7 窓面の建具は、ラッカー線画にて表現する。
- 8 屋上の設備機器類の細部も簡略化し表現する。
- 9 模型台は、木製化粧板張り仕上げとし、大きさは 700mm×1700mm 程度とする。
- 10 ケースは、透明アクリルライト板にて製作する。
- 11 脚台は、スチールクロームメッキ仕上げで取り外し可能とする。
- 12 銘板・方位板・自動車・人・囲障（門・塀・生垣・防球高尺フェンス等）・植栽・運動施設（トラック・コートライン他）・運動器具（球技用ネット・ゴール板）・案内板等を取り付ける。

◆ スタディ模型（ホールやギャラリー等主要なスペースの部分スタディ模型も含む）

- 1 縮尺は 1/400 とし、計画建物及びその周辺（約 250m×約 500m）を対象とする。
- 2 使用材料は、スタイルフォーム・スチレンボード・アクリル・スチレンペーパー等を使用する。